○鎌倉市地域生活支援サービスの支給に関する実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援事業及び日中一時支援事業（以下「支援サービス」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法の例による。

２　次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(１） この要綱において「障害者等」とは、法第４条第１項に規定する障害者及び同条第２項に規定する障害児をいう。

(２)　この要綱において「移動支援事業」とは、屋外での移動が困難な障害者等について、地域における自立生活及び社会参加のため、外出の際の移動を支援する事業をいう。

(３)　この要綱において「日中一時支援事業」とは、障害者等の家族の就労支援及び家族の一時的な休息のため、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設において、障害者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う事業をいう。

（地域生活支援サービス費の支給）

第３条　市長は、この要綱の定めるところにより、支援サービスを利用した障害者等に対し、地域生活支援サービス費（以下「支援サービス費」という。）を支給する。なお、児童においては保護者に対し支給することとし、以下の条文にもこれを適用させる。

（支援サービス費の受給要件）

第４条　支援サービス費の支給を受けようとする障害者等は、市長の支援サービス費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

２　支給決定は、市内に居住地又は現在地を有する障害者等に対し、市長が行うものとする。

３　市長は、前項の規定にかかわらず、本市以外に居住地又は現在地を有する障害者等について、法第19条第３項から第５項の規定を準用し、支給決定を行うことができる。

（支援サービス費の支給決定の申請）

第５条　支給決定を受けようとする障害者等は、地域生活支援サービス支給申請書（第１号様式）により、市長に申請しなければならない。

（支給決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況、障害者等の支援サービスの利用に関する意向等、支援サービス費支給のために必要な事項を勘案して、支援サービス費の支給の要否の決定を行うものとする。

２　市長は、支給決定を行う場合には、支援サービスの種類ごとに月を単位とする支援サービスを支給する量（以下「支給量」という。）、支給決定の有効期間及びその他必要な事項を決定しなければならない。

３　市長は、支給決定を行ったときは、地域生活支援サービス支給決定通知書（第２号様式）により当該申請者に通知するとともに、地域生活支援サービス受給者証（第３号様式。以下「受給者証」という。）を当該支給決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）に交付しなければならない。

４　利用者は、第13条第１項の規定により登録を受けた地域生活支援サービス事業者（以下「登録事業者」という。）に受給者証を提示して当該支援サービスを受けるものとする。

（支援サービス費の支給決定の変更）

第７条　利用者は、現に受けている支給決定に係る支援サービスの種類、支給量等を変更しようとするときは、地域生活支援サービス支給変更申請書（第４号様式）により、市長に対し当該支給決定の変更の申請をすることができる。

２　市長は、前項の変更申請があったときは、支給決定の申請があったときに準じて必要事項を勘案し、支給決定の変更の必要があると認める場合には、支給決定の変更の決定を行うものとする。

３　市長は、支給決定の変更の決定を行ったときは、地域生活支援サービス支給変更決定通知書（第５号様式）により、当該利用者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該利用者に受給者証の提出を求めるものとする。

４　市長は、前項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該変更に係る事項を記載し、当該利用者にこれを返還するものとする。

（支給決定の取消し）

第８条　市長は、次に掲げる場合には、利用者の支給決定を取り消すことができる。

(１)　利用者が、支援サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

(２)　 利用者が、支給決定の有効期間内に、本市以外に居住地又は現在地を有するに至ったと認められるとき。ただし、第４条第３項に規定する者については、この限りでない。

(３)　その他市長が必要と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、当該利用者に対し受給者証の返還を求めるものとする。

（費用の負担）

第９条　利用者は、支給決定の有効期間内において、登録事業者から支援サービスを受けたときは、当該支援サービスに要する費用として市長が別表１及び２により算定する額（以下「支援サービス必要費」という。）の10／100に相当する額（円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。以下「利用者負担額」という。）を当該登録事業者に支払わなければならない。ただし、利用者が満18歳に達する日の属する月までの間は、利用者負担額を免除する。

２　前項の規定により利用者が同一月に支払う利用者負担額の上限（以下「利用者負担上限月額」）を別表３に定めるとおりとする。

（支援サービス費の支給額等）

第10条　市長は、利用者が、支給決定の有効期間内において、登録事業者から支援サービスを受けたときは、当該利用者に対し、支援サービス必要費の90／100に相当する額の支援サービス費を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、当該利用者が同一の月に受けた支援サービスにかかる利用者負担額の合計額が、第９条第１項に規定する利用者負担上限月額を超えたときは、当該同一の月における支援サービス費の支給額は、当該利用者が同一の月に受けた支援サービス必要費の合計額から利用者負担上限月額を控除して得た額とする。

（支援サービス費の支給方法等）

第11条　市長は、利用者が支援サービスの提供を受けたときは、当該利用者に代わり支給サービス費を登録事業者に支払うものとする。

２　前項の規定による支払があったときは、利用者に対し支援サービス費の支給があったものとみなす。

３　第１項の支払は、登録事業者からの支援サービス費の請求に基づき行うものとする。

４　市長は、支援サービス費の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託できるものとする。

（実績の記録及び報告等）

第12条　登録事業者は、支援サービスを提供したときは、提供実績を記録し、利用者の確認を受けなければならない。

２　登録事業者は、前項の規定による記録を、当該支援サービスを提供した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

３　登録事業者は、第１項の規定による記録を市長に報告しなければならないが、かながわ自立支援給付費等支払システムに記録の内容を入力し本市に提出することで、市長への報告に代えることができる。

（登録）

第13条　支援サービスを行おうとするものは、この要綱で定めるところにより地域生活支援サービス事業者として登録するものとする。

２　前項の登録は、支援サービスを行おうとするものの申請により、支援サービスの種類及び当該支援サービスを行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに行うものとする。

（事業者の登録の申請）

第14条　前条第１項の規定による登録を受けようとするものは、地域生活支援サービス事業者登録申請書（第６号様式。以下「登録申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　事業所の平面図

(２)　事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

(３)　事業所のサービス提供責任者又はサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所

(４)　運営規程

(５)　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

(６)　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(７)　当該申請に係る事業に係る資産の状況（財産目録又は決算書、事業計画書、収支予算書等）

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地域生活支援サービス事業者登録決定通知書（第７号様式）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

（事業者の登録の基準）

第15条　市長は、前条の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第１項の登録をしないものとする。

(１)　当該申請に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員が、支援サービスを実施するにあたって十分なものとして認められないとき。

(２)　当該申請者が、適正な事業を継続的に運営することができないと認められるとき。

（変更等の届出）

第16条　登録事業者は、第14条第１項の規定に基づき市長に提出した登録申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、地域生活支援サービス事業者変更届出書（第８号様式）に、当該変更の状況が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　登録事業者は、当該事業の廃止、休止又は再開をしたときは、遅滞なく、地域生活支援サービス事業廃止等届出書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第17条　市長は、支援サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であったもの若しくは登録事業所の従業者であった者（以下「登録事業者であったもの等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、登録事業者若しくは当該登録事業所の従業者若しくは登録事業者であったもの等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問をさせ、若しくは登録事業所についてその設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（指導及び監査）

第18条　サービスの質が確保され、かつ、適正な運営がなされているかを確認するため、市長は登録事業者に対し、指導及び監査を実施することができる。

（勧告及び命令）

第19条　市長は、前条の指導及び監査を実施した結果、登録事業者において適正な運営がなされていないと認めるときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて、適正な運営を行うよう勧告することができる。

２　市長は、前項に規定する勧告を受けた登録事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該登録事業者に対し、期限を決めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（事業者の登録の取消）

第20条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第13条第１項の登録を取り消すことができる。

(１)　登録事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員を満たすことができなくなったとき。

(２)　登録事業者が、適正に支援サービスの運営をすることができなくなったとき。

(３)　第18条の指導及び監査を拒み、妨げ又は忌避したとき。

(４)　支援サービス費の請求に関し不正があったとき。

(５)　登録事業者が、前条第１項の規定による報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(６)　登録事業者が、前条第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(７)　登録事業者が、不正の手段により第13条第１項の登録を受けたとき。

（不正利得の徴収）

第21条　市長は、偽りその他不正の手段により支援サービス費の支給を受けた者があるときは、その者から、当該地域生活支援サービス事業の支給の額に相当する金額の全部又は一部を徴収する。

２　市長は、登録事業者が偽りその他不正の行為により支援サービス費の支払を受けたときは、当該登録事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じた額を支払わせるものとする。

（事業者に係る情報の提供）

第22条　市長は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げるものを神奈川県に提供するものとする。

(１)　登録事業者の名称、所在地及び連絡先並びに代表者の職名、氏名及び住所

(２)　事業所の名称、所在地及び連絡先

(３)　事業所の管理者の氏名及び住所

(４)　登録年月日

(５)　事業開始年月日

(６)　事業所番号

(７)　その他市長が必要と認める事項

（その他の事項）

第23条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年10月１日以後に行われた支援サービスに係る支援サービス費の支給について適用する。

付　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成19年４月１日以後に行われた支援サービスに係る支援サービス費の支給について適用する。

付　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成19年４月１日以後に行われた支援サービスに係る支援サービス費の支給について適用する。

付　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第９条）

鎌倉市地域生活支援サービス（移動支援事業）単価表（月単位）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 単位（単位数単価：10円） |
| 時間 | ８：00～18：00 | 18：00～８：00 |
| 0.5時間まで | 262 | 328 |
| 1.0時間まで | 458 | 573 |
| 1.5時間まで | 665 | 831 |
| 2.0時間まで | 763 | 954 |
| 2.5時間まで | 861 | 1,076 |
| 3.0時間まで | 959 | 1,199 |
| 3.5時間まで | 1,046 | 1,308 |
| 4.0時間まで | 1,145 | 1,431 |
| 4.5時間まで | 1,243 | 1,554 |
| 5.0時間まで | 1,330 | 1,663 |
| 5.5時間まで | 1,428 | 1,785 |
| 6.0時間まで | 1,526 | 1,908 |
| 6.5時間まで | 1,613 | 2,016 |
| 7.0時間まで | 1,711 | 2,139 |
| 7.5時間まで | 1,809 | 2,261 |
| 8.0時間まで | 1,897 | 2,371 |
| 8.5時間まで | 1,995 | 2,494 |
| 9.0時間まで | 2,093 | 2,616 |
| 9.5時間まで | 2,191 | 2,739 |
| 10.0時間まで | 2,278 | 2,848 |
| 10.5時間まで | 2,376 | 2,970 |
| 以降、30分を増すごとに |  | ＋90 |
| 通園・通学・通所支援加算 | 100 |

別表２（第９条）

|  |  |
| --- | --- |
| 時間 | 単位（単位数単価：10円） |
| ２時間まで | 400 |
| ４時間まで | 600 |
| ６時間まで | 700 |
| 以降、１時間を増すごとに | ＋100 |
| 重度加算 | 99 |
| 単独型加算 | 175 |
| 低所得者に対する食事提供体制加算（日帰） | 48 |
| 送迎加算（片道） | 59 |

鎌倉市地域生活支援サービス（日中一時支援事業）単価表（月単位）

別表３（第９条）

利用者負担上限月額（移動支援、日中一時支援共通管理）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 生活保護 | 低所得 | 一般１ | 一般２ |
| 世帯の収入状況 | 生活保護受給世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） | 左記以外 |
| 負担額 | 18歳以上（※） | ０円 | ０円 | 9,300円 | 37,200円 |
| 18歳未満 | 免除 |

※世帯の範囲は、本人及び配偶者とする。